一般競争参加者の資格に関する公示

令和５・６年度に厚生労働省が実施する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 72 条第４項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）第４条第２項及び第４項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和４年 11 月 16 日

厚生労働省大臣官房会計課長　　熊木　正人

◎調達機関番号 017　◎所在地番号　13

１　業種区分

(1) 建設工事

工事種別は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第２項に定める別表の 29 種類とする。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

①　測量

②　建築関係建設コンサルタント業務

③　土木関係建設コンサルタント業務

④　地質調査業務

⑤　補償関係コンサルタント業務

2　申請の時期及び場所

(1) 定期申請

定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請期間は令和４年 12 月１日から令和５年１月 13 日までの間（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を除く）とする。

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、インターネットの使用により、その本社（店）所在地にかかわらず、国土交通省が開設する次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

（建設工事）

https://www.pqr.mlit.go.jp/

（測量・建設コンサルタント等業務）

https://www.pqrc.mlit.go.jp

なお、申請者（申請者が共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）

が郵送又は持参により申請を行う場合、申請者は、本社（店）所在地（日本国内に本社（店）がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の都道府県に対応するブロック内の別記１に掲げる申請受付機関のいずれか１か所に対して、申請すること（郵送の場合は書留郵便とし、当日消印有効とする）。

（北海道ブロック）

北海道

（東北ブロック）

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

（関東甲信越ブロック）

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

（東海北陸ブロック）

富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

（近畿ブロック）

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、

奈良県、和歌山県

（中国ブロック）

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

（四国ブロック）

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

（九州沖縄ブロック）

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(2) 随時申請

随時の一般競争（指名競争）参加資格の申請期間は令和５年１月 14 日から令和７年１月 31 日までの間（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を除く）、別記１に掲げる申請受付機関において郵送又は持参により申請を受け付ける。

３　申請の方法

(1) 申請書の入手方法

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、別記１に掲げる申請受付機関で交付するほか、以下の厚生労働

省ホームページにおいて提供する。

https://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/sikaku/

(2) 申請書の提出方法

申請書には次の区分により必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて提出すること。

① 建設工事の場合

ア 営業所一覧表

イ 総合評定値通知書の写し（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が、定期申請は令和３年６月 16 日以降のもの。記２(2)の随時申請は、申請をする日の１年７月前の日以降のものに限る。また、平成 20 年国土交通省告示第 85 号第一の四の１（一）に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、（二）に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び（三）に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、

健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出する。）

ウ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

エ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

オ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３。以下同じ）の写し

カ　委任状（行政書士等の代理申請による場合）

②　測量・建設コンサルタント等業務の場合

ア　測量等実績調書

イ　技術者経歴書

ウ　営業所一覧表

エ　登記事項証明書又はこの写し（法人の場合）

オ　登録証明書等又はこの写し

カ　財務諸表類

キ　納税証明書の写し

ク　委任状（行政書士等の代理申請による場合）

なお、申請者が測量法に基づく測量業者の登録を受けた者である場合、測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写し、建設コンサルタント登録規程第７条、地質調査業者登録規程第７条又は補償コンサルタント登録規程第７条の登録業者である場合、各登録規定による現況報告書の副本の写しの提出があれば、上記のイからカの書類を省略することができる。ただし、現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書及び添付書類は、日本語で作成されたものに限る。なお、外国語で記載してあるものについては、日本語の訳文を添付することとする。

4　競争に参加することができない者

(1) 予決令第 70 条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理

由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条第１項各号のいずれかに該当し、一般競争に参加させないこととされた者。

(3) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に関し、法律上必要とする資格を有していない者。

(4) 建設工事について、建設業法第３条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第２項に規定する経営事項審査（定期申請にあっては、審査基準日が令和３年６月 16 日以降のもの、随時申請にあっては、審査基準日が申請をする日の 1 年７月前の日より後のものに限る）を受けていない者。

(5) 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者。

(6) 経営状況が著しく不健全であると認められる者。

5　競争参加者の資格及びその審査

(1) 資格審査は、建設工事を希望する者にあっては総合評定値通知書の総合評定値(P)を付与数値として、測量・建設コンサルタント等業務を希望する者にあっては別記２により算定した数値を付与数値として行う。

(2) 競争参加資格は、業種区分別に(1)の付与数値に基づいて、別記３により格付けする。

６　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

７　資格の有効期間

令和５年４月１日から令和７年３月 31 日までとする。

なお、記２(2)の随時申請の場合は、資格を付与された日から令和７年３月 31 日までとする。

８　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧

厚生労働省ホームページにて公表する。

別記１　資格審査ブロック及び申請の受付機関

［掲載順序　資格審査ブロック　受付機関名　郵便番号　住所　電話番号］

01 北海道ブロック

(1) 小樽検疫所総務課

〒047-0007　小樽市港町５－２　小樽地方合同庁舎１階　電話 0134-22-5234

(2) 北海道厚生局総務課

〒060-0808　札幌市北区北８条西２－１－１　札幌第１合同庁舎８階　電話 011-709-2311

(3) 北海道労働局総務部総務課

〒060-8566　札幌市北区北８条西２－１－１　札幌第１合同庁舎９階　電話 011-700-5451

02 東北ブロック

(1) 仙台検疫所総務課

〒985-0011　塩竈市貞山通３－４－１　塩釜港湾合同庁舎２階　電話 022-367-8100

(2) 国立療養所松丘保養園庶務課

〒038-0003　青森市大字石江字平山 19　電話 017-788-0145

(3) 国立療養所東北新生園庶務課

〒989-4692　登米市迫町新田字上葉ノ木沢１　電話 0228-38-2121

(4) 東北厚生局総務課

〒980-8426　仙台市青葉区花京院１－１－20　花京院スクエア 21 階　電話 022-726-9260

(5) 青森労働局総務部総務課

〒030-8558　青森市新町２－４－25　青森合同庁舎５階　電話 017-734-4111

(6) 岩手労働局総務部総務課

〒020-8522　盛岡市盛岡駅西通１－９－15　盛岡

第２合同庁舎５階　電話 019-604-3001

(7) 宮城労働局総務部総務課

〒983-8585　仙台市宮城野区鉄砲町１　仙台第４合同庁舎７階　電話 022-299-8833

(8) 秋田労働局総務部総務課

〒010-0951　秋田市山王７－１－３　秋田合同庁舎４階　電話 018-862-6681

(9) 山形労働局総務部総務課

〒990-8567　山形市香澄町３－２－１　山交ビル３階　電話 023-624-8221

(10) 福島労働局総務部総務課

〒960-8021　福島市霞町１－46　福島合同庁舎５階　電話 024-536-0077

03 関東甲信越ブロック

(1) 厚生労働省大臣官房会計課経理室契約班

〒100-8916　千代田区霞が関１－２－２　電話 03-3595-2085

(2) 成田空港検疫所総務課

〒282-0004　成田市古込字古込１－１　第２旅客ターミナルビル６階　電話 0476-34-2301

(3) 東京検疫所総務課

〒135-0064　江東区青海２－７－１１　東京港湾合同庁舎８階　電話 03-3599-1512

(4) 横浜検疫所総務課

〒231-0002　横浜市中区海岸通１－１　横浜第二港湾合同庁舎５階　電話 045-201-4458

(5) 新潟検疫所総務課

〒950-0072　新潟市中央区竜が島１－５－４　新潟港湾合同庁舎２階　電話 025-241-2323

(6) 国立療養所栗生楽泉園事務部会計課

〒 377-1711 吾妻郡草津町大字草津乙 647　電話 0279-88-3030

(7) 国立療養所多磨全生園事務部会計課

〒 189-8550 東村山市青葉町４－１－１　電話 042-395-1101

(8) 国立医薬品食品衛生研究所総務部会計課

〒210-9501　川崎市川崎区殿町３－25－26　電話 044-270-6600

(9) 国立保健医療科学院総務部会計課

〒351-0197　和光市南２－３－６　電話 048-458-6114

(10) 国立社会保障・人口問題研究所総務課

〒100-0011　千代田区内幸町２－２－３日比谷国際ビル６階　電話 03-3595-2984

(11) 国立感染症研究所総務部会計課

〒162-8640　新宿区戸山１－23－１　電話 03-5285-1111

(12) 国立きぬ川学院庶務課

〒329-1334　さくら市押上 288　電話 028-682-2448

(13) 国立武蔵野学院庶務課

〒336-0963　さいたま市緑区大字大門 1030　電話 048-878-1260

(14) 国立障害者リハビリテーションセンター管理部会計課

〒359-8555　所沢市並木４－１　電話 04-2995-3100

(15) 関東信越厚生局総務課

〒330-9713　さいたま市中央区新都心１－１さいたま新都心合同庁舎１号館７階　電話 048-740-0711

(16) 茨城労働局総務部総務課

〒310-8511　水戸市宮町１－８－31　茨城労働総

合庁舎４階　電話 029-224-6211

(17) 栃木労働局総務部総務課

〒320-0845　宇都宮市明保野町１－４　宇都宮第２地方合同庁舎４階　電話 028-634-9110

(18) 群馬労働局総務部総務課

〒371-8567　前橋市大手町２－３－１　前橋地方合同庁舎９階　電話 027-896-4732

(19) 埼玉労働局総務部総務課

〒330-6016　さいたま市中央区新都心 11－2　ランド・アクシス・タワー16 階　電話 048-600-6200

(20) 千葉労働局総務部総務課

〒260-8612　千葉市中央区中央４－11－１　千葉第２地方合同庁舎２階　電話 043-221-4311

(21) 東京労働局総務部会計課施設係

〒102-8305　千代田区九段南１－２－１　九段第３合同庁舎 14 階　電話 03-3512-1606

(22) 神奈川労働局総務部総務課

〒231-8434　横浜市中区北仲通５－57　横浜第２合同庁舎８階　電話 045-211-7350

(23) 新潟労働局総務部総務課

〒950-8625　新潟市中央区美咲町１－２－１　新潟美咲合同庁舎２号館３階　電話 025-288-3500

(24) 山梨労働局総務部総務課

〒400-8577　甲府市丸の内１－１－11　電話 055-225-2850

(25) 長野労働局総務部総務課

〒380-8572　長野市中御所１－22－１長野労働総合庁舎４階　電話 026-223-0550

(26) 中央労働委員会事務局総務課

〒105-0011　港区芝公園１－５－32　労働委員会会館３階　電話 03-5403-2269

04 東海北陸ブロック

(1) 名古屋検疫所総務課

〒455-0045　名古屋市港区築地町 11－１　電話 052-661-2670

(2) 国立駿河療養所庶務課

〒 412-8512　御殿場市神山 1915　電話 0550-87-1711

(3) 東海北陸厚生局総務課

〒461-0011　名古屋市東区白壁１－15－１　名古屋合同庁舎３号館　電話 052-971-8831

(4) 富山労働局総務部総務課

〒930-8509　富山市神通本町１－５－５　富山労働総合庁舎５階　電話 076-432-2727

(5) 石川労働局総務部総務課

〒920-0024　金沢市西念３－４－１　金沢駅西合同庁舎６階　電話 076-265-4420

(6) 岐阜労働局総務部総務課

〒500-8723　岐阜市金竜町５－13　岐阜合同庁舎３階　電話 058-245-8101

(7) 静岡労働局総務部総務課

〒420-8639　静岡市葵区追手町９－50　静岡地方合同庁舎３階　電話 054-254-6392

(8) 愛知労働局総務部総務課

〒460-8507　名古屋市中区三の丸２－５－１　名古屋合同庁舎第２号館３階　電話 052-972-0262

(9) 三重労働局総務部総務課

〒514-8524　津市島崎町 327－２　津第２地方合同庁舎３階　電話 059-226-2105

05 近畿ブロック

(1) 大阪検疫所総務課

〒552-0021　大阪市港区築港４－10－３　大阪港

湾合同庁舎５階　電話 06-6571-3621

(2) 関西空港検疫所総務課

〒549-0011　泉南郡田尻町泉州空港中１　関西空港ＣＩＱ合同庁舎４階　電話 072-455-1280

(3) 神戸検疫所総務課

〒652-0866　神戸市兵庫区遠矢浜町１－１　電話 078-672-9652

(4) 近畿厚生局総務課

〒541-8556　大阪市中央区大手前４－１－76　大阪合同庁舎４号館　電話 06-6942-2648

(5) 福井労働局総務部総務課

〒910-8559　福井市春山 1－1－54　福井春山合同庁舎 14 階　電話 0776-22-2655

(6) 滋賀労働局総務部総務課

〒520-0806　大津市打出浜 14－15　滋賀労働総合庁舎４階　電話 077-522-6647

(7) 京都労働局総務部総務課

〒604-0846　京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451　　電話 075-241-3211

(8) 大阪労働局総務部会計課

〒540-8527　大阪市中央区大手前４－１－67　大

阪合同庁舎第２号館８階　電話 06-6949-6664

(9) 兵庫労働局総務部総務課

〒650-0044　神戸市中央区東川崎町１－１－３

神戸クリスタルタワー14 階　電話 078-367-9176

(10) 奈良労働局総務部総務課

〒630-8570　奈良市法蓮町 387　奈良第３地方合

同庁舎　電話 0742-32-0201

(11) 和歌山労働局総務部総務課

〒640-8581　和歌山市黒田２－３－３　和歌山労

働総合庁舎３階　電話 073-488-1100

06 中国ブロック

(1) 広島検疫所総務課

〒734-0011　広島市南区宇品海岸３－10－17　広

島港湾合同庁舎３階　電話 082-251-4785

(2) 中国四国厚生局総務課

〒730-0012　広島市中区上八丁堀６－30　広島合

同庁舎４号館２階　電話 082-223-8181

(3) 国立療養所長島愛生園事務部会計課

〒701-4592　瀬戸内市邑久町虫明 6539　電話

0869-25-0321

(4) 国立療養所邑久光明園事務部会計課

〒701-4593　瀬戸内市邑久町虫明 6253　電話 0869-25-0011

(5) 鳥取労働局総務部総務課

〒680-8522　鳥取市富安２－89－９　電話 0857-29-1700

(6) 島根労働局総務部総務課

〒690-0841　松江市向島町 134－10　松江地方合同庁舎５階　電話 0852-20-7006

(7) 岡山労働局総務部総務課

〒700-8611　岡山市北区下石井１－４－１　岡山第２合同庁舎３階　電話 086-225-2011

(8) 広島労働局総務部総務課

〒730-8538　広島市中区上八丁堀６－30　広島合同庁舎第２号館５階　電話 082-221-9241

(9) 山口労働局総務部総務課

〒753-8510　山口市中河原町６－16　山口地方合同庁舎２号館６階　電話 083-995-0363

07 四国ブロック

(1) 国立療養所大島青松園庶務課

〒761-0198　高松市庵治町 6034－1　電話 087-871-3131

(2) 四国厚生支局総務課

〒760-0019　高松市サンポート３－33　高松サンポート合同庁舎４階　電話 087-851-9565

(3) 徳島労働局総務部総務課

〒770-0851　徳島市徳島町城内６－６　徳島地方合同庁舎４階　電話 088-652-9141

(4) 香川労働局総務部総務課

〒760-0019　高松市サンポート３－33　高松サンポート合同庁舎３階　電話 087-811-8915

(5) 愛媛労働局総務部総務課

〒790-8538　松山市若草町４－３　松山若草合同庁舎６階　電話 089-935-5200

(6) 高知労働局総務部総務課

〒781-9548　高知市南金田１－39　電話 088-885-6021

08 九州沖縄ブロック

(1) 福岡検疫所総務課

〒812-0031　福岡市博多区沖浜町８－１　福岡港湾合同庁舎４階　電話 092-291-4095

(2) 那覇検疫所総務課

〒900-0001　那覇市港町２－11－１　那覇港湾合

同庁舎２階　電話 098-868-8037

(3) 国立療養所菊池恵楓園事務部会計課

〒861-1113　合志市栄 3796　電話 096-248-1131

(4) 国立療養所星塚敬愛園事務部会計課

〒893-8502　鹿屋市星塚町 4204　電話 0994-49-2500

(5) 国立療養所奄美和光園庶務課

〒894-0007　奄美市名瀬和光町 1700　電話 0997-52-6311

(6) 国立療養所沖縄愛楽園会計課

〒905-1635　名護市字済井出 1192　電話 0980-52-8331

(7) 国立療養所宮古南静園庶務課

〒906-0003　宮古島市平良字島尻 888　電話 0980-72-5321

(8) 九州厚生局総務課

〒812-0011　福岡市博多区博多駅前３－２－８

住友生命博多ビル４階　電話 092-707-1115

(9) 福岡労働局総務部総務課

〒812-0013　福岡市博多区博多駅東２－11－１

福岡合同庁舎新館５階　電話 092-411-4747

(10) 佐賀労働局総務部総務課

〒840-0801　佐賀市駅前中央３－３－20　佐賀第２合同庁舎４階　電話 0952-32-7155

(11) 長崎労働局総務部総務課

〒850-0033　長崎市万才町７－１　ＴＢＭ長崎ビル３階　電話 095-801-0020

(12) 熊本労働局総務部総務課

〒860-8514　熊本市西区春日２－10－１　熊本地方合同庁舎Ａ棟９階　電話 096-211-1701

(13) 大分労働局総務部総務課

〒870-0037　大分市東春日町 17－20　大分第２ソフィアプラザビル３階　電話 097-536-3211

(14) 宮崎労働局総務部総務課

〒880-0805　宮崎市橘通東 3－1－22　宮崎合同庁舎５階　電話 0985-38-8820

(15) 鹿児島労働局総務部総務課

〒892-8535　鹿児島市山下町 13－21　鹿児島合同庁舎２階　電話 099-223-8275

(16) 沖縄労働局総務部総務課

〒900-0006　那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎４階　電話 098-868-4003

別記２　測量・建設コンサルタント等業務の付与数値

次の算式により算定した数値をもって付与数値とする。

①×３＋②＋③×５＋④

①　年間平均実績高

20 億円以上		：30
10 億円以上	20 億円未満	：25
5 億円以上	10 億円未満	：20
1 億円以上	5 億円未満	：15
	1 億円未満	：10

②　自己資本額

自己資本額の数値は、自己資本額を年間平均実績高で除したものに 100 を乗じて得た数値に応じ、次の右の数値とする。

10 以上		：30
5 以上	10 未満	：20
	5 未満	：10

③　技術力

技術力の数値は、業種区分ごとの有資格者の数をもって厚生労働省大臣官房会計課長が定めるとこ

ろにより算出した数値に応じ、次の右の数値とする。

110 以上		：30
65 以上	110 未満	：25
40 以上	65 未満	：20
15 以上	40 未満	：15
	15 未満	：10

④　営業年数

35 年以上		：30
25 年以上	35 年未満	：25
15 年以上	25 年未満	：20
5 年以上	15 年未満	：15
	5 年未満	：10

別記３　業種区分及び予定価格の範囲

［掲載順序　業種区分　(1)数値：等級　(2)予定価格の範囲］

１　総合工事業者（建設業法別表の土木工事業又は建設工事業の許可を受けた者）

(1) 1,200 以上		：A
1,000 以上	1,200 未満	：B
800 以上	1,000 未満	：C

800 未満：D

(2) Aは７億２千万円以上、Bは３億円以上７億２千万円未満、Cは６千万円以上３億円未満、Dは６千万円未満

２　専門工事業者（総合工事業者以外の者）

(1) 1,000 以上　　：A

800 以上　1,000 未満：B

700 以上　　800 未満：C

700 未満：D

(2) Aは１億５千万円以上、Bは４千万円以上１億５千万円未満、Cは１千２百万円以上４千万円未満、Dは１千２百万円未満

３　測量・建設コンサルタント等業務

(1)　210 以上　　：A

140 以上　　210 未満：B

140 未満：C

(2) Aは１千万円以上、Bは３百万円以上１千万円未満、Cは３百万円未満